

小田原市重度障害者医療費助成条例等の制定について

1 背景

本市では、昭和56年4月に小田原市重度障害者医療費助成要綱を制定し、重度障がい者の医療費の自己負担額の助成を行ってきました。

この助成の申請時等における必要書類の省略による市民の利便性の向上のために、平成28年6月に小田原市個人番号の利用に関する条例を改正し、重度障害者医療費助成事務については、個人番号の独自利用ができる事務としました。平成29年7月から地方公共団体間において情報連携による個人番号の利用が始まりますが、個人番号を利用する重度障害者医療費助成事務の内容をより明確化するために、小田原市重度障害者医療費助成条例及び同条例施行規則を制定するものです。

なお、助成対象や助成方法等については、現在の要綱（別添）による助成と変更はありません。

2 制定内容

(1) 小田原市重度障害者医療費助成条例

ア 助成対象

身体障害者手帳1級または2級を所持する者、知能指数判定35以下の者（療育手帳A1又はA2を所持する者）、身体障害者手帳3級を所持し、かつ知能指数判定50以下の者（療育手帳B1を所持する者）の通院医療費及び入院医療費等、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者の通院医療費等とします。また、他の法令による医療費の助成を受けることができる場合には、助成の対象外とします。

イ 助成方法

原則として、対象となる重度障がい者は県内の医療機関等で市が交付する医療証を提示することで自己負担額を支払わずに受診することができます。医療費助成は、医療機関からの請求に基づき、助成額を医療機関に支払います。

ウ その他

重度障がい者の療養の給付等の原因が第三者の行為によるものである場合で第三者から損害賠償がなされるときは、損害賠償額の範囲で医療費助成を行わないことなどを定めます。

(2) 小田原市重度障害者医療費助成条例施行規則

ア 申請方法

受給資格の申請方法等を定めます。

イ 助成方法

医療証の有効期限や更新方法、特別な場合における助成方法について定めます。

ウ その他

医療費助成に必要な様式等を個人番号の利用を踏まえて定めます。

3 施行年月日

平成29年4月1日予定